

昭和二十二年法律第二百三十三号

食品衛生法

第一章 総則

第二条 国、都道府県、[地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項](#)の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し[前二項](#)の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第六章 監視指導

第二十二条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、国及び都道府県等が行う監視指導の実施に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

- ② 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 監視指導の実施に関する基本的な方向
 - 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 監視指導の実施体制に関する事項
 - 監視指導の実施に当たつての国、都道府県等その他関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
 - その他監視指導の実施に関する重要事項
- ③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事等に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。

② 都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 三 監視指導の実施に当たつての国、他の都道府県等その他関係機関との連携協力の確保に関する事項
- 四 その他監視指導の実施のために必要な事項

③ 都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

④ 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

⑤ 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

第七章 検査

第二十九条 国及び都道府県は、[第二十五条第一項](#)又は[第二十六条第一項から第三項までの](#)検査（以下「製品検査」という。）及び[前条第一項](#)の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

② 保健所を設置する市及び特別区は、[前条第一項](#)の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

③ 都道府県等の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条 [第二十八条第一項](#)に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

② 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。

③ 内閣総理大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示又は広告に係る監視指導を行わせるものとする。

④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

- ⑤ **前各項**に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 雑則

第六十七条 都道府県等は、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、食品等事業者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

- ② 都道府県等は、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。
- ③ 食品衛生推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

第七十条 厚生労働大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

- 一 **第六条第二号**ただし書（**第六十八条第一項**及び**第二項**において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めること。
 - 二 **第七条第一項から第三項までの規定**により販売を禁止し、又は**同条第四項**の規定により禁止の全部若しくは一部を解除すること。
 - 三 **第十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項**又は**第五十四条**の厚生労働省令を制定し、又は改廃すること。
 - 四 **第二十三条第一項**に規定する輸入食品監視指導計画を定め、又は変更すること。
 - 五 **第五十条第一項**に規定する基準を定めること。
- ② 内閣総理大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。
- 一 **第十二条**に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めること。
 - 二 **第十三条第一項**（**第六十八条第一項**及び**第二項**において準用する場合を含む。）に規定する基準又は規格を定めること。
 - 三 **第十三条第三項**に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質又は人の健康を損なうおそれのない量を定めること。
 - 四 **第十八条第一項**（**第六十八条第一項**及び**第三項**において準用する場合を含む。）に規定する基準又は規格を定めること。

五 第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めること。

六 第十九条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めること。

③ 都道府県知事等は、**第二十四条第一項**に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない。

④ 厚生労働大臣又は内閣総理大臣は、**第一項**ただし書又は**第二項**ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

⑤ **第一項**及び**前項**の規定は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣が、**第八条第一項**の規定により指定成分等を指定しようとするとき、及び指針を定め、又は変更しようとするときについて準用する。

第七十一条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

第七十六条 **第四十八条第八項、第五十五条、第五十六条第二項（第五十七条第二項**において読み替えて準用する場合を含む。）、**第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条及び第六十九条**中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」とする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第七十七条 **前条**本文に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、**地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項**の指定都市（以下「指定都市」という。）及び**同法第二百五十二条の二十二第一項**の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）

政令

Law RevisionID:328CO0000000229_20240401_506CO0000000102

昭和二十八年政令第二百二十九号

食品衛生法施行令

（食品衛生検査施設）

第八条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）は、[法第二十九条第一項](#)又は[第二項](#)の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県等が[前項](#)の条例を定めるに当たっては、[第一号](#)に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、[第二号](#)に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 食品衛生検査施設の設備

二 食品衛生検査施設に配置する職員

3 [第一項](#)の食品衛生検査施設においては、厚生労働省令の定めるところにより、検査又は試験に関する事務を管理しなければならない。

（大都市等の特例）

第三十八条 [地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項](#)の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）において、[法第七十七条](#)の規定により、指定都市が処理する事務については、[地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十四](#)に定めるところによる。

2 [地方自治法第二百五十二条の二十二第一項](#)の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、[法第七十七条](#)の規定により、中核市が処理する事務については、[地方自治法施行令第七十四条の四十九の十四](#)に定めるところによる。

（事務の区分）

第四十一条 [第三十七条](#)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、[地方自治法第二条第九項第一号](#)に規定する[第一号](#)法定受託事務とする。

食品衛生法の規定に基づく臨検検査又は収去の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和三年内閣府・厚生労働省令第九号）

府省令

Law RevisionID:421M60000102007_20211022_503M60000102009

平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令

第一条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、毎年度の都道府県等食品衛生監視指導計画を、その年度開始前までに、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

2 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を変更しようとするときは、その実施前に、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

第二条 都道府県知事等は、毎年度、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を、翌年度の六月三十日までに公表するとともに、当該実施結果を取りまとめ、取りまとめ後速やかに、これを公表しなければならない。

2 [前項](#)に定めるもののほか、都道府県知事等は、夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を作成し、作成後速やかに、これを公表しなければならない。

3 都道府県知事等は、[前二項](#)の規定による公表を行うに当たっては、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により住民に周知させるよう努めなければならない。